

東 監 発 第 49 号
令和 4 年 11 月 10 日

東根市長 土 田 正 剛 殿
東根市議会議長 高 橋 光 男 殿

東 根 市 監 査 委 員

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定例監査を東根市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の期日及び対象

令和 4 年 10 月 14 日 経済部ブランド戦略推進課

2 監査の執行者

監査委員 古 谷 利 明

監査委員 高 橋 鉄 夫

3 監査の範囲

令和 3 年度分財務事務及び関連する事務事業の執行状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施

5 監査の実施内容

東根市監査委員条例第 5 条により通知し、資料及び関係諸帳簿等の提出を求め、必要に応じ、関係職員から説明を聴取する方法等により監査を実施

6 監査の結果

監査した事項については、適正であると認めます。

東 監 発 第 52 号
令和 4 年 11 月 15 日

東根市長 土 田 正 剛 殿
東根市議会議長 高 橋 光 男 殿
東根市教育委員会教育長 半 田 博 殿

東 根 市 監 査 委 員

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定例監査を東根市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 監査の期日及び対象
令和 4 年 10 月 20 日、21 日 教育委員会施設課
- 2 監査の執行者
監査委員 古 谷 利 明
監査委員 高 橋 鉄 夫
- 3 監査の範囲
令和 3 年度分財務事務及び関連する事務事業の執行状況
- 4 監査の着眼点
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施
- 5 監査の実施内容
東根市監査委員条例第 5 条により通知し、資料及び関係諸帳簿等の提出を求め、必要に応じ、関係職員から説明を聴取する方法等により監査を実施
- 6 監査の結果
監査した事項については、適正であると認めます。

東 監 発 第 54 号
令和 4 年 11 月 24 日

東根市長 土 田 正 剛 殿
東根市議会議長 高 橋 光 男 殿

東 根 市 監 査 委 員

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定例監査を東根市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の期日及び対象

令和 4 年 10 月 24 日 総務部財政課

2 監査の執行者

監査委員 古 谷 利 明
監査委員 高 橋 鉄 夫

3 監査の範囲

令和 3 年度分財務事務及び関連する事務事業の執行状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施

5 監査の実施内容

東根市監査委員条例第 5 条により通知し、資料及び関係諸帳簿等の提出を求め、必要に応じ、関係職員から説明を聴取する方法等により監査を実施

6 監査の結果

監査した事項については、適正であると認めます。

東 監 発 第 55 号
令和 4 年 11 月 24 日

東根市長 土 田 正 剛 殿
東根市議会議長 高 橋 光 男 殿

東 根 市 監 査 委 員

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定例監査を東根市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の期日及び対象

令和 4 年 10 月 28 日 総務部危機管理室

2 監査の執行者

監査委員 古 谷 利 明
監査委員 高 橋 鉄 夫

3 監査の範囲

令和 3 年度分財務事務及び関連する事務事業の執行状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施

5 監査の実施内容

東根市監査委員条例第 5 条により通知し、資料及び関係諸帳簿等の提出を求め、必要に応じ、関係職員から説明を聴取する方法等により監査を実施

6 監査の結果

監査した事項については、適正であると認めます。

東 監 発 第 56 号
令和 4 年 11 月 25 日

東根市長 土 田 正 剛 殿
東根市議会議長 高 橋 光 男 殿

東 根 市 監 査 委 員

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定例監査を東根市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 監査の期日及び対象
令和 4 年 10 月 31 日 市民生活部市民課
- 2 監査の執行者
監査委員 古 谷 利 明
監査委員 高 橋 鉄 夫
- 3 監査の範囲
令和 3 年度分財務事務及び関連する事務事業の執行状況
- 4 監査の着眼点
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施
- 5 監査の実施内容
東根市監査委員条例第 5 条により通知し、資料及び関係諸帳簿等の提出を求め、必要に応じ、関係職員から説明を聴取する方法等により監査を実施
- 6 監査の結果
監査した事項については、適正であると認めます。